

旭川医科大学寄附講座規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学寄附講座規程の一部を改正する規程

旭川医科大学寄附講座規程（平成16年旭医大達第43号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(職務内容)</p> <p>第9条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するものとするほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内でその他の授業、<u>研究指導又は診療</u>を担当することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年6月24日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>寄附講座制度の趣旨から逸脱しない範囲内で、各寄附講座の実情に応じた運用を可能とするため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(職務内容)</p> <p>第9条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するものとするほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内でその他の授業<u>又は</u>研究指導を担当することができるものとする。</p> <p>(略)</p>